

札幌市火葬場条例の一部を改正する条例案

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市火葬場条例の一部を改正する条例

札幌市火葬場条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第1項ただし書及び各号を削る。

(2) 別表中「種類」を「区分」に、

「

49,000円
40,000円
23,000円
12,000円
1,000円
3,000円

」

「

市内	16,000円
市外	54,000円
市内	13,000円
市外	44,000円
市内	8,000円
市外	25,000円
市内	4,000円
市外	13,000円
市内	300円
市外	1,000円
市内	1,000円
市外	3,000円

」

を

に、

「

1室につき	23,000円
-------	---------

」

を

「

1室につき	市内	5,000円
	市外	23,000円

に改め、同表に備考として

」

次のように加える。

#### 備考

1 市内とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 死亡者の死亡時の住所（死胎については、出産した者の住所）が本市にある場合
- (2) 焼骨が発生する人体の一部を欠くこととなった者の住所が市内にある場合
- (3) その他市長が別に定める場合

2 市外とは、備考1の場合以外の場合をいう。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （理 由）

火葬場の使用料の額を改定する等のため、本案を提出する。